

## 令和 4 年度校内の教室以外の居場所づくりガイドライン

名古屋市教育委員会

## 1 目的

様々な理由で教室へ入れない生徒が、校内の教室以外の居場所で学ぶことで、将来の社会的自立につながる力を伸ばすことを目指す。

## 2 利用対象生徒

利用を希望し、保護者の承諾が得られた在籍生徒のうち、校長が利用することが適切であると認めた生徒

## 3 生徒が利用を始めるまでの留意事項等

- 利用を始めるに当たっては、本人・保護者・学級担任・担当教員等が十分に話し合い、本人の意思を確認する。
- 学級担任・教科担任・学年の教員・担当教員・子ども応援委員会等が、アセスメントに基づいて相談した上で、利用が適切か否かを判断する。

## 4 生徒の支援に当たっての留意事項等

- 登校日や登校時刻、活動内容等は、生徒の希望に合わせて柔軟に対応し、生徒・保護者と相談しながら進める。
- 生徒一人一人の支援計画を踏まえ、生徒の思いや希望を十分に受け止め、生徒が自ら立てた計画をもとに学びを進める。
- 生徒の実態を踏まえて学校が利用時の約束事等を設定する場合は、生徒や保護者に明確に伝える。

## 5 運営に当たっての留意事項等

- 校内の教室以外の居場所とする部屋には、適切な名称を付ける。
- 主となる担当教員 1 名を配置する。
- 子ども応援委員会を含む全教職員の共通理解のもとで運営する。
- 居場所を運営する目的について、全校の生徒・保護者・地域の理解を図る。
- 居心地のよい居場所となるように環境を整備する。